

定 款



ナラサキ産業株式会社定款

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、ナラサキ産業株式会社と称し、
英文では NARASAKI SANGYO CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 産業機械、電気機械、建設機械およびその他機械の販売
- (2) 前号に掲げる機械の賃貸業
- (3) セメント、建設資材、石油類およびその他物品の販売
- (4) 食品類、清涼飲料、日用品雑貨の販売
- (5) 建設工事の請負並びに設計管理
- (6) 広告の企画、製作および広告物の配布
- (7) 情報処理サービス業および情報提供サービス業
- (8) コンピューターに関するソフトウェアの制作および販売
- (9) 海運業
- (10) 通関業
- (11) 港湾運送事業
- (12) 倉庫業
- (13) 貨物自動車運送事業
- (14) 貨物運送取扱事業
- (15) 不動産の売買、賃貸借、仲介、その他の利用
- (16) 一般代理業および損害保険代理業並びに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (17) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を札幌市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、1 千 2 百万株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利

(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第 10 条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集地)

第 13 条 当会社の株主総会は、北海道札幌市において招集する。

(招集権者および議長)

第 14 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役会長に欠員または事故があるときは、取締役社長が、取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第24条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第26条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程に

よる。

(監査等委員会規程)

第 28 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 会計監査人

(選任方法)

第 31 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第 32 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 33 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 35 条 当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剰余金の配当の基準日)

第 36 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

当会社は、第 82 期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役で

あった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(沿 革)	1943年10月 5日制定		1960 年 5 月 30 日		2000 年 6 月 29 日	
	1944年12月27日		1961 年 5 月 29 日		2002 年 6 月 27 日	
	1946年 3月25日		1962 年 5 月 28 日		2003 年 6 月 27 日	
	1947年 3月28日	(	1963 年 1 月 30 日	(	2004 年 6 月 29 日	(
	1947年11月20日	変	1963 年 5 月 30 日	変	2006 年 6 月 29 日	変
	1948年 4月 3日		1964 年 5 月 30 日		2007 年 6 月 28 日	
	1948年11月23日		1967 年 5 月 29 日		2009 年 6 月 26 日	
	1949年 8月27日		1969 年 5 月 28 日		2010 年 6 月 29 日	
	1950年 3月 4日		1972 年 5 月 29 日		2018 年 6 月 28 日	
	1950年 7月30日		1975 年 5 月 28 日		2022 年 6 月 29 日	
	1951年 2月16日	更	1980 年 6 月 27 日	更	2025 年 6 月 27 日	更
	1951年11月28日	(	1982 年 6 月 29 日	(		(
	1953年 3月29日	変	1984 年 6 月 29 日	変		変
	1955年11月28日		1988 年 6 月 29 日			
	1956年12月15日		1989 年 6 月 29 日			
	1957年12月 7日		1991 年 6 月 27 日			
	1958年 1月25日		1994 年 6 月 29 日			
	1959年 5月28日		1998 年 6 月 26 日			